

〈論 文〉

フランスにおけるのれん概念と欧州の会計調和化

ガルシア・クレマンス* / 板橋雄大**

I はじめに

フランスの主な会計基準である Plan Comptable Général（以下 PCG）は、調和化の流れの中においても、「時代を超えた生命力」（藤井，2005）を示し、フランス独自の付加価値や無形資産の概念を維持してきた。経済環境はもちろん、政治的な環境も変わる中で、のれんの会計処理が維持されていることは驚くべきことであろう。

のれんは会計の世界で19世紀以降、繰り返し研究課題となってきた。各国は規制に関して異なる道筋を歩んできた：英国、ドイツ、日本は保守的であった一方、フランスと米国はそれほどではなかった（Ding et al., 2009；Garcia, 2010）。のれんに関する理論的コンセンサスの欠如がこうした多様性の主因であるとしても、そこに至る変化の頻度は国によって大きく異なってきた。

最も極端な例は日本で、のれんの償却方針は1920年代からまったく変わっていない（Garcia, 2011；Garcia et al., 2018）。フランスとドイツも規制環境に変化がほとんど見られず、その顕著な例外はEU指令とIFRSを反映したことである（Ding et al., 2009）。これに対し、米国におけるのれんの会計基準は20世紀を通じて目まぐるしく、かつ劇的に変わっている（Hughes, 1982）。本稿が呈する疑問は、のれんの会計処理がなぜ変わってきたかだけでなく、なぜ変えた国と変えない国が存在するかである。

まず、フランスののれん会計の歴史を振り返り、国際調和化への対応について検討する。同国は2つのレベルでの調和化が競合した複雑なケースといえる。そのひとつは実務上米国の財務報告を採用する大企業が1960年代から増えた（Bensadon, 2009）ことで、一部の多国籍企業が米国会計基準や、国際会計基準（IAS）を自発的に取り入れた¹⁾ことである。もうひとつは欧州調和化プロセスを通じた強制力の強い基準である。欧州連合とIASB（国際会計基準理事会）による、統一されたグローバルな基準への努力にもかかわらず、いずれのコンバージェンス・プロセスも今日まで完全な調和化を果たしてはいない。この結果、のれんに関する基準は複雑な構造となっている。

本研究の最初の疑問に戻ると、フランスではこの2種類の調和化はいずれも同じ限界に直面している。フランスの会計基準は、関係の近い法制度、とくに商法と税法に強い関わりがある。言い換

* 学習院大学国際社会学部教授

** 東京経済大学経営学部准教授

1) 1999年までは、連結に関する会計規則は義務化されていなかった。証券取引に関する規制機関である証券取引委員会（*Commission des Opérations de Bourses*）が出したのは、いくつかの勧告であった。また、国家会計審議会（*Conseil National de la Comptabilité*）も第7次ECC指令の後にいくつかの会計基準を発行したが、1999年の連結に関する *Regulation 99-02* までは、この基準は義務化されなかった。

えると、会計基準庁 (*Autorité des Normes Comptables* : ANC) の権限に基づく変化は、他分野の既存の法規制によって制約を受けている。

フランス語で *fonds commercial*²⁾ と呼ばれるのれんは、正しく制度的な相互依存の明確な例 (Aoki, 2001) であり、制度間の相互補完性が会計基準の変化を妨げる結果となった。フランスにおける規則的償却の導入を、そうした個別会計とそれ以外の法制度との関係がどのように妨げているのかを検討することが本稿の目的である。この分析では制度の歴史のおよび比較分析 (Greif, 1998 ; Aoki, 2001) の理論的枠組みの中で、フランスののれんに関する例外を説明する。

これ以降の本稿の流れは以下のようになっている。II ではリサーチデザインを明確にし、次に、フランスののれんを歴史的に紹介し (III)、同国の法制度の相互補完性の関係 (IV)、連単分離と整合性の問題 (V) について検討し、最後に最近の改革について結論づける (VI)。

II リサーチデザイン

2.1 のれんの歴史に関する先行研究：なぜ変化するのか

のれんの歴史に関するこれまでの研究が主に焦点を当てていたのは、会計基準 (Bryer, 1995 ; Ding et al., 2009 ; Garcia, 2011 ; Garcia et al., 2018) や、会計思考 (Hughes, 1982 ; Garcia, 2008) である。これらはすべて、のれん会計が19世紀以降変化してきた理由の説明に貢献するものである。これらの論文によってなされた変化への解釈を振り返る前に、以下の表に示す3つの主要な のれんの会計処理方法を紹介する。これらの方法は多くの国で別々に、または併用に用いられていたため、特定の期間や特定の国家の見方を反映するものではない。

第1表 のれんの主要理論の要約

	動態論	現在価値論	静態論
のれんの継続性に関する考え方	有限	無限	一瞬
のれんの会計処理	資産化、経済的耐用期間にわたり償却	資産化、非償却	非認識もしくは即時償却

出所：Richard (1996), ガルシア (2016) より。

のれんの会計処理には2つの段階がある。ひとつは資産とするか否か、つまり、のれんには資産価値があるかどうかという面である。これが当てはまらなければ、のれんは最初から認識しない、あるいは即時償却することとなる。逆に価値を認める場合は資産として認識することになる。もうひとつの段階はのれんの耐用期間である。のれんを恒久資産と認めれば償却は必要ない。のれんの経済的便益の期間が限られる場合は、この期間にわたって償却する必要がある。この期間は経済環

2) *Fonds commercial* : 営業権。「営業権勘定は営業財産のうちの無形資産諸要素の購入を記録する。それには賃借権も含まれる。それは貸借対照表において個別の評価、認識の対象とならず、実体の活動の潜在的能力の維持、発展を寄与する。これら諸要素は必ずしもそれらの一定の価値を与える法的保護を受けられるとは限らない。」(岸, 2004)。

境や保守主義の原則の度合いにより短くも長くもなる (Hughes, 1982 ; Garcia, 2008)。

どの処理方法を採用するかによって経済的影響も変わってくる。償却する場合、のれんの推定耐用期間にわたり償却するため、この間の当期純利益が減少する一方、即時償却ではそのようにはならない。また、恒久的に保有すると考える場合は価値の一部調整 (減損) が必要なこともあるが、これは予測することはできない。

のれんの会計基準はなぜ時代とともに変化するのか？ なぜ国によって変化の内容に違いがあるのか？ これに対する説明として、先行研究が示してきたのは：経済環境 (Hughes, 1982), 当事者間の政治的力関係 (Bryer, 1995 ; Ding et al., 2009), あるいは制度的変化 (Garcia, 2011 ; Garcia et al, 2018) といったものであった。

2.2 研究課題：なぜ、のれんの会計処理が長期的に安定しているのか

上で紹介した論文は、特定の国におけるのれんの扱いがなぜ長く変化しないのかについての説明を試みてはいない。会計方針の変化に対する一般的な説明としては事業環境がある。しかし事業環境の急変はフランスでも他国と同様にあったが、のれんの扱いはこれに伴って変化してはいない。

過去の研究によると、制定法の国 (ドイツ, 日本, フランス) の会計基準の変更は慣習法の国 (米国および英国) よりはるかに遅いとされる。このため、本研究では制度的環境に焦点を当て、のれんと隣接領域の制度との関連について調べることにする。

新制度派理論では、変化や、変化に対する耐性を説明する典型的な方法は経路依存性である (Aoki, 2001)。しかし、私たちのケースでは、経路依存性は米国と同様にフランスにも存在するため、フランスの会計基準変更がなぜ米国ほど早くないかの説明としてこれを用いるのは的を射てはいないかもしれない。それでも、以下のように経路依存性を理解することは可能である。会計実務の標準化が徐々に進んだ結果として会計基準が生まれると仮定すれば、これらの実務の中には変化に影響を与えるような何らかの要素が内在すると考えられる。例えば同一の取引で複数の会計処理を認める場合、実務家はそのうちのどれかひとつを選ぶことができるということを意味する。実務家はそれぞれの選択を行った影響について事後的に比較することで、可能なオプションについての批判的視野を養うこととなる。こうした視野は、それぞれの処理方法に対する疑問を呈することを可能にするため、その結果として、会計規則の変更頻度は高まる可能性がある。このように考えれば、会計基準変更は何らかの経路依存性を見出すことには意味があるといえるだろう。

2.3 制度の相互補完性

本研究は基準の変化よりも、むしろ安定性に注目しているため、のれん会計の説明では経路依存性よりも制度の相互補完性 (Aoki, 2001 ; Saito, 2013) を重視している。Aoki (2001) の見解によれば、経済主体が何かを選択する際は、「別の領域で浸透している行動選択ルール (すなわち制度) の影響を受ける」こととなる。Saito (2013) は、このような関係が、会計基準の国際的調和化 (harmonization) プロセスを促すことも妨げることもあると指摘する。例えば制度 A がルール X を、また制度 B がルール X' を施行し、かつ A と B の制度が補完的だとする。この場合、X の代わりにルール Y が組み入れられる場合、その Y は X' と補完的でなければシステム全体の効率性が損なわれる。

フランスでは、企業の課税所得は当期純利益を基に算出するため、財務会計における資産の計測

は法人税のルールと補完的關係にある。会計ルールと税務ルールに整合性があれば、システムの総合的な効率が上がる一方、整合性がなければ効率性は損なわれることとなる。例えば、2004年に行われた資産償却ルールの変更はIFRSと整合性があつたが、税法とは矛盾するものであつた。「資産に関する意見書」(2004)は償却期間の選択の柔軟性を高め、コンポーネントごとの償却と呼ばれる新たな手法を導入した。しかし、これらの変更は償却費が当時の税制の認める上限を超えることを容認することになるため、税務当局はこうした変更を受け入れることを拒絶した。そのうえ、税務判例においては、費用を損金とするには客観的根拠が求められるのに対して、これらの方法では専門家の裁量に任されることとなつていた。新たなルールと既存のフレームワークの整合性が損なわれたことで、ANCは最終的に改革の範囲を狭める一方、税務当局はいくつかのガイドラインを示すことで、コンポーネントの定義とその財務会計における実務とを補完した。

上述のAoki(2001)のフレームワークによれば、相互補完的な關係は一貫した法規制を生む傾向がある、つまり、コンポーネントごとの償却に関するフランスの失敗は補完的な制度間に mismatchesが生じた結果と見ることができる。

Ⅲ フランスののれんの概念：“*fonds de commerce*”か“*fonds commercial*”か、それが問題だ。

3.1 会計上ののれんと隣接制度との關係

フランス語の表現、“*fonds de commerce*”と“*fonds commercial*”は英語ではいずれも goodwill(のれん)と訳される。一方、商法では *fonds commercial* は *fonds de commerce* の一部と定義される：「取得した *fonds de commerce* で貸借対照表の他の項目に分類できないものは *fonds commercial* として計上する」。このため、*fonds commercial* は会計の近代的概念では購入したのれんに近いものとなる。

ANC(2015b, 1)はその新たな規制では *fonds de commerce* に関する法体系(より広いのれんの概念)に基づいてのれんの耐用期間の解釈を説明する：「フランスの会計法独自の法的概念である *fonds commercial* は、フランス商法において確立した概念である *fonds de commerce* の中心をなしている。その主たる構成要素は顧客基盤、地の利(*Achalandage*³⁾)、ロゴ、商号、および広い意味での市場シェアに相当する」。

フランス商法では、*fonds commercial* は *fonds de commerce* の他の構成要素、すなわち事業用設備、機械、在庫、商標、ブランド、ライセンス、賃借権などとともに、または別個に売却することができる。これはこれらの要素をバランスシートの別項目として認識していても同様である。また、*fonds commercial* は *fonds de commerce* に関する規則に従って売却、賃貸、抵当に入れることも可能である。

次ページのグラフでは、商法における *fonds de commerce* と財務会計における *fonds commercial* の關係は、*fonds commercial* が *fonds de commerce* の一部として定義されているため、描写が容易である。ただし、*fonds de commerce* の税法上の概念と、上の2つの關係はより複雑である。

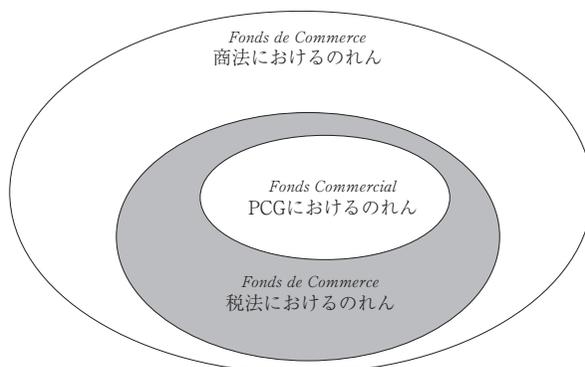
3) この用語は、店舗周辺の交通に関連した客層を指す。言い換えれば、それは場所に基づいた、顧客関連資産である。

第一に、フランスの税制はのれん概念を定義せず、所得税に関連しての扱い、すなわちキャピタルゲインと減損に関してのみ規定している。このため、*fonds de commerce* の税法上の概念は、のれんにおいて課税されるな取引が行われる場合に限られる。自己創設のれんは *fonds de commerce* の商法の概念に含まれる。これは商人がその *fonds de commerce* を入手手段に関わらず抵当に入れ、あるいは賃貸できるためである⁴⁾。これに対し、購入のれんのみが、売り手が実現した潜在的利益あるいは、償却、減損の費用控除の両面で課税対象となる。

第2に、フランスの税法は依然として *fonds de commerce* の概念を使っており、これは *fonds commercial* の会計カテゴリーより古く、幅広い。時が経過するにつれ、のれんから無形資産の一部を切り離す条件が判例によって規定されるようになったが、それは一般的に、会計基準よりも限定的なものである⁵⁾。税法関連の文献においては、例えば Turot (1996) のように、のれんに関する無形固定資産は *fonds de commerce* の一部として表示されている。

のれんの3つの概念の関係を整理すると：

- 商法上の *fonds de commerce* は様々な事業用資産で構成され、これには自己創設無形資産も含まれる；
- 税法上の *fonds de commerce* は購入のれんと、のれんから分離不能と見なされる無形資産から成る；
- 会計基準における *fonds commercial* に含まれるのは、「購入無形資産で、貸借対照表上の他の項目で認識不能なもの」だけである。



第1図 財務会計とその隣接制度におけるのれん関係図

出所：筆者作成

3.2 個別財務諸表に関連する制度における相互補完性

1920年代、のれん概念は会計分野ではまだ確立していなかった。その理由のひとつは会計基

4) 正確を期すと、事業会社が *fonds de commerce* を賃貸した場合、この収入は課税対象となるが、のれん資産そのものは対象にならない。このため、自己創設したのれんはフランスの税法の対象とならないが、最近では研究開発費の資産化は例外とされている。通常、研究開発費は発生した時点で所得控除ができるが、これを独立した項目として資産化する場合は控除できない。

5) 税法上の無形資産の分離の基準については、一例として *Société Franco-Suisse de Gestion* の1999年10月1日国務院決定177089号を参照。

準が存在しなかったこと、ふたつ目は職業会計士が組織されていなかったため、実務指針が示せなかったことである。1917年に所得税が新設された際、税務当局は納税者の会計実務を統一する必要があった。その結果、この時代は税務公告や税務判例が会計規則の最も重要な源泉となった(Touchelay, 2005)。1917年の *Loi Caillaux* (カイヨー法) において、財務大臣が企業に貸借対照表と損益計算書の提出を義務付けたが、これは企業が報告する利益だけでなく、資産と負債に関しても規制されることを意味した。費用を税務上控除するには記帳する必要があったため、まもなくして課税所得と会計手法は強く結びつくようになった(Garcia, 2011)。

会計の発達にとって損金の要件は非常に重要である。フランスでは最初の会計基準が定められたのは第2次大戦のあとだったが、税務当局は1945年のPCGのはるか以前から会計実務を規制していた。これが税法と会計基準の制度的相互補完性の原点である。

のれんに関する制度的相互補完性の2つ目は税務判例と商法の関係である。フランスでは税務の最高裁定機関として国務院が設立された。国務院の下す判決はいくつかの正式な基準を満たすことが期待されている。例えば前例を考慮する必要がある、法源の階層性を尊重しなければならない。最も高いレベルの法規(憲法)はその下のレベルの法令や規則に優先される。

1920年代、国務院が税務に関する紛争で判決を下す法源は会計には存在しなかった。加えて、税法はのれんの扱いにまつわる問題を裁定する根拠としての十分な精緻さに欠けていた。この結果、国務院は商法及び隣接制度の概念に基づいて判決の根拠とした(Garcia, 2011)。フランスではこのような歴史的背景から、会計基準、税法、商法が相互に強い補完性を持っている。

無形資産に関しては、税務当局は商法の *fonds de commerce* と *droit au bail* (賃借権) の概念を参考にし、税務訟務における法的根拠を示した。*fonds de commerce* と *droit au bail* は現代ののれん概念とはほぼ無関係ではあるが、国務院がのれんに関する判決を下し始めた時期(1918~1926年)にはこれらが判決の基準となる唯一の法的根拠だった。当時、会計専門職はまだ黎明期にあり、商法に代わるのれんの正式な定義を示すことはなかった。この法的根拠がのれんを償却しないことに関する「フランスの例外 (*exception française*)」の出発点になった。

3.3 フランスの無形資産は恒久的である...もし、そうでないことを立証できない限りは。

1926年以降、税務当局はのれんを例外的な場合のみ価値が減少する恒久資産として扱っている。この場合、減損の引き当て (*provision pour dépréciation*) はできるが、定期的な償却は税務上では控除されない。

1920年代初め、納税者は新たな税制度に異を唱え、税務当局は課税の法的根拠が十分でないとして敗訴するケースがあった。しばらくするとのれんの扱いが物議を醸すようになり、1922年には国会の論戦にまで至った(Briere, 1934)。国務院はこのような背景から、*fonds de commerce* が特別な恩恵を受けている商法における確立した法的枠組みに頼る必要が生じた。

ひとつは、*fonds de commerce* はその構成要素の法的地位から独立し、売却、賃貸、抵当に入れることのできる不可分の集合体と見なされていた。次に、その構成要素は代替可能と見なされ、これは構成要素の一部が変動したり、増減したとしても *fonds de commerce* は存続することを意味する(Derruppé, 1994: 19-20)。そのうえ、*fonds de commerce* の構成要素のひとつである賃借権は、1926年に成立した *loi Cordelet* (コルドレ法) により恒久的な権利としての保護を獲得した。賃借権は物価の上昇の中で非常に価値の高い資産であり、*fonds de commerce* の一部として売却される

ことも度々あった。

このような法的フレームワークに基づき、法務当局はのれんを幅広い視点で見られるようになり、1926年には *fonds de commerce* のすべての構成要素の価値は相互に関わりを持ち、自己創設のれんは通常、事業が続く限り過去ののれんに置き換わるとの判断を下した。この結果、税法判例は商法の *fonds de commerce* の定義を取り入れ、のれんの償却を禁じた (Garcia, 2011)。

のれんの償却は非常に特殊なケースでのみ認められた：ひとつは事業が限定的な使用権に依存する場合、もうひとつは企業が事業活動の停止を予定する場合である (Turot, 1996)。興味深いのは、2015年の改正以降は、この2つの判決は、のれんの非償却の主たる例外となったことである。この事実からは、のれんに関する法的枠組みが会計の変化を制約してきたといえるであろう。

IV 連単分離と整合性の問題

4.1 連単分離の会計制度とのれん

会計制度の国際的な調和化に伴い、フランスの会計基準にはいくつかの層が存在することになった。個別会計は旧来の国内基準 (PCG) に従っており、連結会計はEU第7号指令 (Regulation 99-02) を採用したフランスの規制、または国際財務報告基準 (IFRS) によって規制されている (藤田, 2018a)。のれんに関しては、会計ルールが財務報告のタイプによって異なるため、状況は複雑だった。例えば、のれんの非償却は税法判例には整合するが、連結会計に関する以前のEU指令や *Regulation 99-02* の償却には矛盾する。

EU第7号指令が体系的な償却を規定したあと、連結会計の最初の基準が1985年に導入された。しかし、義務化はされなかった。米国のSECに相当するフランスの証券取引委員会 (*Commission des Operations de Bourse*) は無形資産に関するIAS38を根拠としてのれんの償却を推奨した⁶⁾。償却の義務付けは1999年 *Regulation 99-02* である。*Ecart d'acquisition* と呼ばれる取得差額⁷⁾は、個別企業ののれんを定める *fonds commercial* とはまったく違う概念で規定された。

基準の3つ目の層であるIFRSではのれんを恒久資産として扱い、毎年減損テストを行うよう定めている。この方法はEU指令や *Regulation 99-02* よりもフランスの個別会計の処理の方に近い。

6) COBは1968年から補足情報として連結会計を公表するよう上場企業に求めた (Bensadon, 2010)。しかし、フランス基準は *Regulation 99-02* (1999年) まで義務化されなかったことから、しばしば海外の基準について言及した (Bensadon, 2010)。

7) 取得差額は、日本の連結調整勘定に近い概念である。

第2表 会計制度の階層とのれんの種類

規制対象	個別会計	連結会計 (非上場企業)	連結会計 (上場企業)
根拠および のれんの名称	PCG <i>Fonds commercial</i>	Regulation 99-02 <i>Ecart d'acquisition</i>	IFRS <i>Goodwill</i> (<i>survaleur</i>)
2015年以前の処理	償却なし	20年以内に償却	償却なし
2015年以降の処理	例外を除き償却なし		

出所：筆者作成

IFRSが2005年に導入された際、*Regulation 99-02*以前にUSGAAPやIASを採用していた多国籍企業を除くと、上場企業にはのれんの償却の経験がほとんどなかった。当時、それぞれの改革の間の一貫性は明らかに欠如していた。連結会計に関する第7指令は依然有効なため、フランスの基準設定主体は*Regulation 99-02*に変更を加えることができず、他の会計制度とのミスマッチはそのまま残ることになった。

制度派理論の枠組みにおいて、概念間の整合性は明らかに欠如している。*PCG*の*fonds commercial*では吸収合併で生じたのれんを個別会計で報告する。*Ecart d'acquisition*は取得差額を意味するフランス語であり、これには株式取得による買収も含まれるため、*fonds commercial*より範囲が広く、フランス版持分プーリング(*méthode derogatoire*)の存在を除けばIFRSの概念と変わらない。この点について、フランスの連結会計と個別会計に関連する法体系、すなわち会計、税法、商法の間にミスマッチがあり、これがシステム全体の効率を損ねていると言えるだろう。この問題は後述する改革によって解消している。

4.2 連結決算における制度的補完性の症状

*PCG*と税法や商法との関係が分かりやすいため、制度的補完性はすぐに納得できる。ところが、連結決算は確定決算主義の対象にもならず、商法の配当規制との関係性もないものの、無形資産の非償却説への偏りも見られる。

まず、EC第7指令が1986年版の*PCG*に適用されたことで、*PCG*の連結基準は柔軟な形で指令の連結のれんの償却義務を設定した。償却期間の限度は設けられず、企業買収の時に予測される将来の営業状況や財務業績により、のれんの減損処理については報告企業に任せるガイドラインだった。連結基準の解釈は曖昧であった(Standish, 1997)。例えば、買収時に取得差額になるはずの残高を営業権や類似の無形資産に配分すれば、償却を行う必要はなくなる(Casta, 2000)。これは*PCG*において明記されている解釈ではないものの、実務ガイドラインにおいて認められていた解釈である。

そして、上場企業に関して証券取引委員会が国内の連結基準以外の会計処理を認めていたため、*PCG*の連結基準を遵守しないケースもあった⁸⁾。1999年の連結規則の施行まで、上場企業の会計基準の選択肢は多様で、無形資産の償却を避ける戦略が発展した(Casta, 2000)。企業結合会計や無形資産に関して、多くの会計上の操作が存在し、のれんを認識しない持分プーリング法の使用や本来識別可能だとみなされない市場シェアや顧客ネットワークを計上し、それを非償却にすることでのれんの償却を避けることが可能であった(Delesalle, 2001)。

1980年代後半から多くのM&Aが行われた結果、1986年から1995年の期間でパリ証券取引所における上場企業数はおよそ30%減少し、多額の無形資産が持分プーリング法や非償却により処理された。結局、IFRSの初年度適用処理により当時取得差額から外された資産は、初年度の再評価の際にのれんに戻された(板橋・ガルシア, 2010)。この事実からは、実務においてのれんの償却が歓迎されなかったといえるであろう。

さらに、1997年にIASCにおいてIAS38号の改訂が議論されたとき、フランスの会計基準設定団体(Comité National de la Comptabilité, CNC)、監査人協会(Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes, CNCC)及び専門会計士協会(Ordre des Experts Comptables, OEC)は同時にシステムティックな償却処理に反対意見を表明した。反対の根拠としては、無形資産の中に、前もって便益期間が予測できないものもあり、これらの価値はおおむね非常に長い期間にわたって維持される。これらの価値を維持するための営業費用がある以上、償却費を追加に計上するのは重複的な処理である、とされた。実務上ののれんの取扱い方とは異なり、この姿勢は明確であった。

連結決算におけるのれんの償却への反対について、どのように解釈すべきなのかについては、議論の余地がある。少なくとも、企業に関しては、恣意的な会計処理の選択を行っていたと合意されている(Standish, 1997, Casta, 2000, Delesalle, 2001)。フランスの上場企業は、企業買収がきわめて多かったため、無形資産を償却すると分配可能利益や自己資本が長期的に縮小する(Casta, 2000)。

一方、1997年のCNC/CNCC/OECの監督機関に関しては、恣意的な解釈の問題ではなく、弱い形の間接的な制度的補完性の影響が見られる。これは隣接する法制度との相互補完性の観点ではなく、会計基準システムの中において連結ののれんが他の要素の会計処理とつながっている点である。その観点からは、取得差額と営業権は、会計基準において別々の概念として区別されるものの、実は同じ性質をもつ要素であると考えられる。さらに、のれんから識別された無形資産は、個別と連結を問わず、同じ基準によって取り扱われる。だが、連結ベースの財務諸表において、吸収合併で取得されたのれんが営業権として償却されないにも関わらず、被買収企業の子会社化により発生する取得差額が償却されるのは整合性に欠けている。斎藤(2013, 424-425)に記述されているように、会計基準のシステムが部分的に崩れると、整合性を回復させるための変化が起きやすい。結果として、連結決算に関しては制度的補完性は明確ではないものの、システムの内的整合性による影響があったと考えられる。

フランスののれんの場合は、法的環境が強固であるためPCGの変化が起きにくく、EC指令にもかかわらず非償却の取り扱いが継続している。一方、連結会計においては制度的補完性が弱いため、70年代から様々な影響を受けて変化を続けている。さらに、1968年の証券取引委員会(COB)の方針により、企業による会計方針の選択が認められる範囲が大きいいため、会計基準を絶

8) 1986年から1998年フランスの大監査法人によって毎年行われた調査「100 Groupes industriels et commerciaux」をみると、大手上場企業の連結実務の多様性は明らかである。年度によって、IASや米国会計基準の採用企業数は異なるが、例えば、1995年版をみると、100社の内37社がPCG以外の基準を用いて、IASが21社、米国基準9社、混合型の会計基準7社だった。さらに、のれんの会計処理を明記している62社について、のれんを償却していたのは31社だけであった(CCAS et al, 1996)。当時、IAS/米国基準を採用していた企業はのれんを償却する可能性が高かったことを考えると、PCGの連結基準を用いてのれんを償却していた企業が少数派であったといえるだろう。

対のものとする傾向は弱い。その結果として、2015年の改革において、新しいEU指令の方針に係わらず、連結会計基準はのれんの取り扱いを非償却へと変更したのである。

V 2015年の改革による均衡回復

欧州各国の多くは個別、連結の両方の会計でのれんの償却を義務付けている。このため、2013年EU指令はのれんの償却期間を耐用年数、もしくはこれが見積もることができない場合は5～10年と定めている（Directive 2013/34/EU）。この新たな指令は、償却期間を5年（第4指令）、20年（第7指令）としたこれまでの規定の再確認に過ぎない。

この指令を組み込むために、フランスの会計基準を設定する会計基準庁（ANC）は2015年に新たに4つの会計規則を定めた：個別会計（Regulation 2015-06）、連結会計（Regulation 2015-07）、銀行会計（Regulation 2015-08）、そして保険企業会計（Regulation 2015-09）である。これらはいずれものれんに関して一貫したアプローチを指示している。

これら新たな規則では、無形資産の計測は2つのステップに基づく：減価償却と減損である。無形資産はその耐用期間が有限の場合に限り償却する必要がある。また、耐用期間が有限か無限かに関わらず、決算日の資産の簿価が時価を上回る場合は切り下げなければならない。のれんの減損は、事業環境がその後好転したとしても損益への戻入はできない。

名目上、フランスのEU指令の適用は3つの点で当初の意図と合致している。ひとつは、報告の種類にかかわらず、のれんについて同じ扱いを規定している点である。ふたつ目は、（一定の上限はあるが）償却を導入していることである。最後に、中小事業者（SME）はこれらの基準から逸脱できると規定していることだ。

実際には、フランスの新たな規制の哲学は当初の指令からは大きく変わっている。まず、何らかの恒久的な権利を表す場合、のれんは非償却となる。これはフランスの基準設定者の歴史的な姿勢と合致している。加えて、のれんの償却は2つの例外的なケースでのみ認められている：法人が事業活動を停止する予定の場合、のれんが使用权のような何らかの限定的権利に依存する場合である（ANC, 2015a）。そのうえ、SMEは他企業で規定されている下記の基準とは関係なく、10年間でのれんの償却が許されている。

第3表 のれんの償却の新基準

のれんを償却しない場合：	のれんを償却する場合：
のれんの構成要素が恒久的な権利を表している	構成要素が限定的な権利に依存している、もしくは企業が事業活動の停止を予定している

出所：Regulation 2015-06 より作成

個別会計ののれんについては2015年の改革は決して革新的とは言えない：これは上述のように既存の税法判例に依拠した実務を確認したに過ぎないからだ。ただ、改革のあいまいな点のひとつは、欧州各国の大半はのれんの耐用期間を有限と見なしていることである。フランスではこうした見方は主流でなく、のれんを恒久資産とする仮定は、財務会計とは独立した複数の法的根拠に基づくものである。

興味深いのは、のれんに償却が義務付けられる2つの条件、すなわちのれんの構成要素が限定的な権利に依存する、もしくは企業が事業活動の停止を予定する場合、というのは既存の税法判例に由来している (Turot, 1996)。これはフランスののれん会計の安定性に関する私たちの仮説、すなわち変化は各制度の相互補完性によって抑制される (斎藤, 2013, 424-425) ことを裏付ける。

Turot (1996) によると、税法がのれんの償却の要不要に十分な法的根拠を与えているか疑わしいとしても、判例はのれんが恒久資産であることを明言してきた。この点に関して新基準 (Regulation 2015-06) は明確にはしていないため、この曖昧さはのれんを構成する限定的権利、非限定的権利に関しての税法判例における新しい解釈の余地を残している。また将来的には、会計規則の変化の影響が隣接制度に及ぶこととなるだろう。

VI まとめ

個別財務諸表に関する限り、フランスでは法人税と財務会計の相互補完性の関係が確立している。減価償却ルールなどいくつかの税制は財務会計における当期純利益の算出に用いられている。これとは逆に、財務会計基準は税申告の基礎となる財務諸表の作成に用いられる。この2つの制度のどちらが欠けてもそれぞれの目標を達成できないということは、これらの規則が互いに補完しあっていることを意味する。

この相互補完性に加え、税務と会計の法規制は会社法に深く組み込まれており、これは取引の解釈や資産・資本の定義において一定の制約があることを示唆する。この相互補完性はフランスの法規制の内生的要素であり、容易に変更できない基準の階層性を伴っている。このため、欧州指令と会計規則の調和化には、隣接する法的制度によって遅々として進まない調整プロセスが必要になることを意味する。

連結基準に関しては、正反対の状況にある。つまり、税法や商法との関係が弱く、フランスの連結決算の導入以来規制が変わりつつある。その結果、欧州の会計調和化に関して連結決算が比較的正しく EU 指令や EU の IFRS 規則に対応した。ところが、IFRS の導入後、フランス国内の連結基準の償却と、PCG や IFRS の非償却の間整合性を欠けることとなった。このミスマッチを解決するために、2015年に特定な場合以外償却しないこととした。

のれんに関しても、第4指令でいくつかの変化は導入されたものの、その影響はすべて税法によって制約されている。直近では、2013年会計指令により加盟国の個別会計基準の調和化が図られた。しかし、のれんに関しては、この目標は完全には達成されなかった。

フランスの法規制で最も重大な特殊性は税務政策を介した、国からの干渉である。フランスの場合、のれん会計はこれまであまり発展していないと言ってよいだろう。法判例が商法に組み込まれ、安定しているためである。本研究で得られた知見は、日本やドイツのような他の制定法の国にも一般化できる可能性がある。

参考文献

ANC (2015a) Règlement 2015-06. http://www.anc.gouv.fr/files/live/sites/anc/files/contributed/ANC/1.%20Normes%20fran%3a7aises/Reglements/2015/Reglt2015-06/Reglt_2015_06.pdf Accessed on 2020/10/12.

- ANC (2015b) Note de présentation du règlement 2015-06. http://www.anc.gouv.fr/files/live/sites/anc/files/contributed/ANC/1.%20Normes%20fran%3c3%a7aises/Reglements/2015/Reglt2015-06/Reglt_2015_06_note_de_presentation.pdf Accessed on 2020/10/12.
- Aoki, M. (2001) *Toward a comparative institutional analysis*. Cambridge: MIT Press.
- Bensadon, D. (2010) *Les comptes de groupe en France (1929-1985)* Rennes : Presses Universitaires de Rennes.
- Brière, M. (1934) *L'imposition des plus-values et l'amortissement des fonds de commerce*. Thèse de doctorat, Université de Paris – Faculté de droit.
- Bryer, R. A. (1995) A Political Economy of SSAP22: Accounting for Goodwill. *British Accounting Review*, 27, pp 283-310.
- Casta, J-F. (2000) Politique Comptable des Entreprises. in Colasse, B. (ed) *Encyclopédie de Comptabilité, Contrôle et Audit, 961-975*, Paris : Economica.
- CCAS, Deloitte Touche, Tohmatsu, Ernst & Young Audit, GCC, and Mazars & Guérard (1996), *L'information financière-100 groupes industriels et commerciaux*, Meylan : éditions CPC.
- Colasse, B. (2016) *Introduction à la Comptabilité*. 16th ed. Paris: Economica.
- Delesalle, F. (2001) Realités de la comptabilité creative « a la française ». Proceedings of the 22th conference of the Association Francophone de Comptabilité, May 2001.
- Ding, Y., Richard, J., Stolowy, H. (2009) Towards an understanding of the phases of goodwill accounting in four Western capitalist countries: From stakeholder model to shareholder model. *Accounting Organizations and Society* 33: 718-755.
- Garcia, C. (2008) A History of Accounting Assumptions and Goodwill in the U. S., *経済研究* 140-141 : 67-89.
- Garcia, C. (2010) *Une Etude des normes et pratiques comptables de l'immatériel en France et au Japon*, Thèse de doctorat, Université Paris Dauphine.
- Garcia, C. (2011) A Brief History of Accounting for Goodwill in Japan and France: War, Tax and Accounting Practice. *経済論集* 48(1): 45-64.
- Garcia, C., Katsuo, Y. and van Mourik, C. (2018) Goodwill accounting standards in the UK, the US, France and Japan. *Accounting History* 23(3): 314-337.
- Greif, A. (1998) Historical and Comparative Institutional Analysis. *The American Economic Review* 88 (2): 80-84.
- Hughes, H. P. (1982) *Goodwill in Accounting: A History of the Issues and Problems*. Atlanta: Georgia State University.
- Richard, J. (1996) *Comptabilités et Pratiques Comptables*. Paris: Dalloz.
- Saito, S. (2013) The International Politics of IFRS Harmonization: A Comment. *Accounting, Economics and Law: A Convivium* 3(2): 47-52.
- Standish, P. (1997) *The French Plan Comptable*, Paris : Expert Comptable Media.
- Touchelay, B. (2005) À l'origine du plan comptable français des années 1930 aux années 1960, la volonté de contrôle d'un État dirigiste ? *Comptabilité Contrôle Audit* 11(3): 61-88.
- Turot, J. (1996) Les Incorporels ne sont plus immortels: à propos de l'arrêt SA Franco-suisse de gestion (CAA Paris, 5 décembre 1995). *Droit Fiscal* 5: 168-171.
- 板橋雄大, ガルシア・クレマンズ [2010] IFRS 初度適用時におけるフランス企業の戦略的対応に関するケース分析, 『産業経理』 69 (4) 93-106。
- ガルシア・クレマンズ [2016] 「会計理論から見た, 負ののれんの再検討」『会計理論学会年報』 30 : 148—156。
- ガルシア・クレマンズ [2017] 「フランスにおけるのれんの歴史」『産業経理』 77 (3): 145-152。
- 岸悦三 [2004] 『フランス会計基準』, 同文館。
- 斎藤静樹 [2013] 『会計基準の研究』増補版, 中央経済社。
- 藤井秀樹 [2005] 「フランス会計制度とプラン・コンタブル」, 野村健太郎 (編) 『プランコンタブルの国際比較』, 中央経済社。

藤田晶子 [2018] 「フランスにおける会計基準のコンバージェンス」『ディスクロージャー & IR』 6: 25-31。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 17K13827 及び 16KT0092 の助成を受けたものです。